六　［略］

七　法第三百十六条の七第二項又は第三百十六条の九第四項の規定により手続をしたこと。

八～二十三　［略］

2　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判前整理手続期日における手続中、裁判長又は受命裁判官が訴訟関係人の請求により又は職権で記録を命じた事項は、これを公判前整理手続調書に記録しなければならない。

（公判前整理手続調書のファイルへの記録の方式・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十七　裁判所書記官は、公判前整理手続調書を作成してファイルに記録するときは、当該公判前整理手続調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該公判前整理手続調書の改変を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2　裁判長又は受命裁判官は、前項の公判前整理手続調書の内容を確認したことを当該公判前整理手続調書上明らかにする措置をとらなければならない。

3　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を第一項の公判前整理手続調書に記録するとともに、当該公判前整理手続調書の内容を確認したことを当該公判前整理手続調書上明らかにする措置をとらなければならない。

4　地方裁判所の一人の裁判官、簡易裁判所の裁判官又は受命裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を第一項の公判前整理手続調書に記録しなければならない。

5　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長又は受命裁判官が、その事由を第一項の公判前整理手続調書に記録しなければならない。

（公判前整理手続調書のファイルへの記録・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十八　公判前整理手続調書は、各公判前整理手続期日後速やかに、遅くとも第一回公判期日までにこれをファイルに記録しなければならない。

（公判前整理手続調書の記録に対する異議申立て等・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十九　［略］

（公判前整理手続に付された場合の特例・法第三百十六条の二）

第二百十七条の二十　［略］

（証明予定事実等の明示方法・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十一　［略］

［2　略］

（証明予定事実の明示における留意事項・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十二　［略］

（期限の告知・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十三　公判前整理手続において、法第三百十六条の十三第五項、第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第四項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合には、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（期限の厳守・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十四　［略］

五　［同上］

［新設］

六～二十一　［同上］

2　前項に掲げる事項以外の事項であつても、公判前整理手続期日における手続中、裁判長又は受命裁判官が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを公判前整理手続調書に記載しなければならない。

（公判前整理手続調書の署名押印、認印・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十六　公判前整理手続調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長又は受命裁判官が認印しなければならない。

［新設］

2　裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならない。

3　地方裁判所の一人の裁判官、簡易裁判所の裁判官又は受命裁判官に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならない。

4　裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長又は受命裁判官が、その事由を付記して認印しなければならない。

（公判前整理手続調書の整理・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十七　公判前整理手続調書は、各公判前整理手続期日後速やかに、遅くとも第一回公判期日までにこれを整理しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載に対する異議申立て等・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十八　［同上］

（公判前整理手続に付された場合の特例・法第三百十六条の二）

第二百十七条の十九　［同上］

（証明予定事実等の明示方法・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十　［同上］

［2　同上］

（証明予定事実の明示における留意事項・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十一　［同上］

（期限の告知・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十二　公判前整理手続において、法第三百十六条の十三第四項、第三百十六条の十六第二項（法第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の十七第三項、第三百十六条の十九第二項（法第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）、第三百十六条の二十一第三項又は第三百十六条の二十二第三項に規定する期限を定めた場合には、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならない。

（期限の厳守・法第三百十六条の十三等）

第二百十七条の二十三　［同上］